

## 受験資格一覧

<受験資格①> 下記の法定資格に基づき要援護者に対する直接援助業務を行う者

受験資格コード	職 種 名	受験資格コード	職 種 名
1 0 0 1	医 師	1 0 1 2	視 能 訓 練 士
1 0 0 2	歯 科 医 師	1 0 1 3	義 肢 装 具 士
1 0 0 3	薬 剤 師	1 0 1 4	歯 科 衛 生 士
1 0 0 4	保 健 師	1 0 1 5	言 語 聴 覚 士
1 0 0 5	助 産 師	1 0 1 6	あん摩マッサージ指圧師
1 0 0 6	看 護 師	1 0 1 7	は り 師
1 0 0 7	准 看 護 師	1 0 1 8	き ゅ う 師
1 0 0 8	理 学 療 法 士	1 0 1 9	柔 道 整 復 師
1 0 0 9	作 業 療 法 士	1 0 2 0	栄 養 士 (管理栄養士を含む)
1 0 1 0	社 会 福 祉 士		
1 0 1 1	介 護 福 祉 士	1 0 2 1	精 神 保 健 福 祉 士

※5年以上の実務経験かつ900日以上に従事日数を満たす者

※1 上記受験資格の実務経験として算定できるのは、資格取得(登録)後の期間のみとなります。上記資格の一部(介護福祉士や社会福祉士等)には、資格取得に係る国家試験の合格証書が発行されることもありますが、試験に合格した日付(合格証書に記載された日付)ではなく、当該資格の登録日が実務経験期間算定の起点となります。資格取得日の確認は必ず資格登録・免許証等を参照してください。

※2 上記資格に係る業務のうち、要援護者等への直接的な援助業務が受験資格の対象となります。研究業務等の要援護者に対する直接的な援助業務を行っていない期間は実務経験期間に含まれませんのでご注意ください。

<受験資格②>以下に掲げる施設等において、必置とされる相談援助業務に従事する者  
 ※5年以上の実務経験かつ900日以上に従事日数を満たす者

受験資格コード	職員・職種	施設・事業	規程する法令・通知等
2001	生活相談員	特定施設入居者生活介護	・介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項 ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第175条第1項第1号
2002	生活相談員	地域密着型特定施設入居者生活介護	・介護保険法第8条第21項 ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第110条第1項第1号
2003	生活相談員	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	・介護保険法第8条第22項 ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第131条第1項第2号
2004	生活相談員	介護老人福祉施設	・介護保険法第8条第27項 ・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第2条第1項第2号
2005	支援相談員	介護老人保健施設	・介護保険法第8条第28項 ・介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第2条第1項第4号
2006	生活相談員	介護予防特定施設入居者生活介護	・介護保険法第8条の2第9項 ・指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第231条第1項第1号
2007	相談支援専門員	指定特定相談支援事業	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第3条
2008	相談支援専門員	障害児相談支援	・児童福祉法第6条の2の2第7項 ・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第3条
2009	主任相談支援員	生活困窮者自立相談支援事業	・生活困窮者自立支援法第2条第2項 ・生活困窮者自立支援事業等の実施についての別紙(別添1)自立相談支援事業実施要領3(2)ア

※介護保険法に基づく生活相談員には資格要件があります。沖縄県では、**社会福祉士**、**精神保健福祉士**、**社会福祉主事任用資格**に加え、**介護福祉士**及び介護支援専門員を要件資格としています(平成25年6月3日付沖縄県福祉保健部高齢者福祉介護課第398号通知)